

2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣等による子育て・生活支援
- 保育所の優先入所
- 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充など

就業支援

- 母子自立支援プログラムの策定等、ハローワーク等との連携によるきめ細かな就職支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付など

母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※なお、平成25年3月1日の「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行以降は、母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象として策定することとなった。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成20年度	45か所 (95.7%)	17か所 (100.0%)	25か所 (64.1%)	135か所 (17.5%)	222か所 (25.4%)
平成21年度	45か所 (95.7%)	18か所 (100.0%)	25か所 (61.0%)	162か所 (20.8%)	250か所 (28.3%)
平成22年度	45か所 (95.7%)	19か所 (100.0%)	26か所 (65.0%)	169か所 (21.6%)	259か所 (29.2%)
平成23年度	46か所 (97.9%)	19か所 (100.0%)	26か所 (63.4%)	176か所 (22.4%)	267か所 (29.9%)
平成24年度	45か所 (95.7%)	20か所 (100.0%)	28か所 (68.3%)	178か所 (22.5%)	271か所 (30.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

母子家庭の母等に対する主な就業支援について(平成25年度)

就業相談・職業紹介等

マザーズハローワーク事業 (173か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (59か所)

- 福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用奨励等を実施。

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施

- 就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施

就労意欲喚起等支援事業

- 生活保護受給者に対して、就労意欲喚起のためのカウンセリング、就職活動支援、離職防止支援等を行う。

母子自立支援プログラム策定等事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した委託訓練の実施。また、訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを全国3か所で行う(東京都、大阪府、兵庫県)

職業訓練中のひとり親に対する託児サービスの提供

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。
- 母子家庭等日常生活支援事業の事業提供体制を充実(研修経費、託児場所の借り上げ費用等)し、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。

在宅就業の支援

- 情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供
- 在宅就業者に対するスキルアップ支援
- 在宅就業に関する相談対応
- ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対しての支援の実施

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母になって3年以内に安定所に出願して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等技能訓練促進費等事業

- 2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
- ・支給額
市町村民非課税世帯月額: 100,000円
// 課税世帯月額: 70,500円
- ・支給期間
修学する期間の全期間(上限2年)

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。

母子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について、給付日数増加
- 解雇等による離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難な場合に給付日数を

再就職手当

- 早期に再就職した場合に支給する再就職手当の給付率の引上げ
給付額: 基本手当日額×支給残日数×5/10または6/10

受給資格要件の緩和

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について給付の受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成

トライアル雇用奨励金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワークの紹介により試行雇用(原則3か月)する事業主に対して月額最大4万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して包括的に助成
 - ①正規雇用等転換コース
 - ②人材育成コース
 - ③処遇改善コース
 - ④健康管理コース
 - ⑤短時間正社員コース
 - ⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース
- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①、⑤の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

両立支援助成金

- 仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援助成金を支給<両立支援助成金>
 - 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
 - 子育て期短時間勤務支援助成金
 - 中小企業両立支援助成金
 - ①代替要員確保コース
 - ②休業中能力アップコース
 - ③継続就業支援コース
 - ④期間雇用者継続就業支援コース
- ※事業主が女性の活躍促進について取り組むことを宣言し、成果があった場合、支給額に上乗せする(①②④対象)

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日

公布日 平成24年9月14日

施行日 平成25年3月1日

1. 目的

母子家庭の母が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であること
- ・就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等

父子家庭の父が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であること等

母子家庭の母及び
父子家庭の父の就
業の支援に関する
特別の措置

母子家庭
父子家庭
の福祉

2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

<国>

母子及び寡婦福祉法の基本方針

- ・基本方針に父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定める
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<都道府県等>

母子及び寡婦福祉法の自立促進計画

- ・基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<国及び地方公共団体>

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっての留意事項

- ① 情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上
- ② 情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保
- ③ ①②に関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上

3. 民間事業者に対する協力の要請

<国>

母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努める

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

<国及び独立行政法人等>

母子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

<地方独立行政法人>

設立団体の措置に準じて必要な措置を講ずるように努める

5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・ この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う